

令和7年度国際交流・多文化共生推進事業助成金 助成事業2次募集のお知らせ

(公財) 岐阜県国際交流センターでは、県民の皆様が企画運営して実施する国際交流、国際協力及び多文化共生の推進に寄与する事業に対して助成を行い、県民主体による本県の国際化、多文化共生社会づくりを推進しています。

昨年度から内容が一部変更となっておりますのでご注意ください(変更点赤字)

助成対象事業

国際交流・国際協力事業/多文化共生推進事業

募集期間

令和7年6月11日(水)~7月9日(水)必着

1 申請から助成金振込までの流れ

申請

・令和7年6月11日(水)~7月9日(水)《必着》
遅くとも申請期限1週間前までに当センターへご連絡ください。
申請内容を聞き取り、必要な書類についてご案内します。

採択

・令和7年9月上旬
選考の上、助成の可否等を文書にて通知します。

実施

・交付決定日~令和8年2月28日
助成事業を確実に実施してください。

報告

・事業完了後1ヶ月以内 ※令和8年2月2日以降に完了する事業は3月3日(火)まで
報告書一式を提出してください。報告書を精査し、最終助成額を決定します。

振込

・助成額決定後1~2週間程度
助成金を指定の口座へ振り込みます。

助成申請にあたり、書類の追加提出や修正を依頼することが多くなっています。
募集期間内に申請書一式を提出できるよう、申請書作成や見積書の依頼など、
早めにご準備ください。



2 募集要項

助成対象団体	【すべてに該当すること】 ・県内に活動の拠点を有する民間の団体(グループを含む)であること ※法人格の有無は問いません ・原則1年以上の活動実績があり、かつ継続して国際交流、国際協力又は多文化共生の推進活動を行う見込みがあること ・目的、組織、代表者等、団体の運営に必要な事項に関する定めがあること (団体規程、役員名簿など)
助成対象となる事業	【交付決定日※～令和8年2月28日までに実施し完了する下記の事業】 ※交付決定日は9月上旬を予定しています。 国際交流・国際協力事業 ・県民の国際交流や国際理解を促進する事業 ・海外で実施する国際協力活動、諸外国との相互理解や友好親善に資する事業 多文化共生推進事業 ・外国人住民の生活支援や日本語学習支援等を通じて多文化共生に資する事業 【その他の条件】 ①助成団体が自ら企画、主催する事業で、その<u>事業内容等が具体化していること</u> ②<u>確実に事業を実施すること</u> ③同一内容の助成対象事業に対する助成は<u>3年まで</u> ④同一年度での助成金の交付は、原則<u>1団体1事業まで</u> 多文化共生推進事業のみ、1団体2事業申請可能です。ただし、1事業は外国にルーツを持つ子どもの学習支援事業(日本語、教科指導等)を必須とします。
助成対象としない事業	・単なる公演、鑑賞等を目的として行う事業(コンサートやショー、展覧会等) ・同一事業で3年間当センターから助成を受けた事業 …国際交流・国際協力事業は平成25年度より通算して起算 多文化共生推進事業は、令和2年度より通算して起算 ・自己資金がない事業 ・市町国際交流協会が主体となって行う日本語教室運営事業 ・県及び市町村が主体となって行う事業 ・政治活動、宗教活動又は営利を目的とする事業 ・参加者を特定団体の会員などに限定して行う事業及びその他の公開性を欠く事業 ・助成対象経費が10万円未満の事業(外国にルーツを持つ子どもの学習支援事業は除く) ・事業の大半を外部機関に委託して行う事業及びその他主体性を欠く事業 ※委託料が総事業費の1/2以上となる事業は助成申請の対象としません

助成金の額	国際交流・国際協力事業 (助成対象経費の合計－事業収入) × 1 / 2 上限金額は30万円 以下の重点事業は、補助率を3分の2、上限金額を50万円とする。 ①岐阜県が友好促進する国及び地域との交流事業で効果が高いもの 例：リトアニアに対する理解及び交流の深化を図ることを目的に実施する事業等 多文化共生推進事業 (助成対象経費の合計－事業収入) × 1 / 2 上限金額は30万円 以下の重点事業は、補助率を3分の2、上限金額を50万円とする。 ①日本人と外国人が協働で行う事業（地域活動等） 日本人と外国人が協力して事業を企画又は運営する事業 例：日本人と外国人と一緒に地域のお祭りに向けたイベントを企画し、当日の運営を行う 等 ②外国にルーツを持つ子どもの学習支援事業（日本語、教科指導等） ＜条 件＞ ・年間を通して、外国にルーツを持つ子どもが1名以上在籍していること。 ・一定の人数規模があるなど、子どもが他者との関わりが持てる場であること。 (例) 日本人の子どもとあわせて子どもが概ね5名以上在籍している。 ・ボランティアを含めた支援者が概ね3名以上所属していること。 ③外国人の防災・減災にかかる事業 例：外国人住民が参加する避難訓練 外国人住民への防災・減災をテーマとした研修等 (※単にパンフレットの翻訳のみやシステムの運用費のみは除く) 注意事項 ・事業収入は、他団体からの助成金、入場料及び講座の参加費等です。 ・事業収入を助成対象外経費に充当する場合でも、上記のとおり、助成対象経費の合計より引いて計算してください。 ・助成要望額に千円未満の端数があるときは、端数を切り捨ててください。
助成対象となる経費・ならない経費	別表1より、助成対象経費・助成対象外経費の確認をお願いします。 ご不明な点があれば、ご連絡ください。 海外渡航費・招へい費用（航空運賃）、申請団体に所属する者への謝金は助成対象となりません。 ※国際交流・国際協力の重点事業に限り、海外渡航費・招へい費用（航空運賃）を助成対象とします。 ※外国にルーツを持つ子どもの学習支援事業に限り、申請団体に所属する指導者（常勤職員を除く）への謝金を助成対象とします。
申請手続き	【募集期間】 令和7年6月11日（水）～7月9日（水）《必着》 【提出書類】 当センターまで、下記の書類をメール、郵送又は持参にて提出してください。 ①交付申請書（第1号様式）（捺印不要） ②申請団体の状況（第1号様式その2） 団体の概要が分かる資料（規約、会則、役員名簿、団体の前年度収支決算書等）を添付してください。 ③事業計画書（第1号様式その3）

	④収支予算書（第1号様式その4） ⑤多文化共生推進事業のうち、日本人と外国人が協働で行う事業については、事業の企画・運営者名簿 ※上記①～⑤はパソコンでの作成をお願いします。 ・3万円以上の経費は、その経費に係る見積書を添付してください。 金額の根拠が確認できれば、HPや料金表のコピー等でも構いません。 ・10万円以上の外部発注に係る経費については、2社以上の見積書が必要です。 ・手書きの申請書類は受付できませんのでご了承ください。 ・申請書及び収支予算書は、記入例を参照し作成してください。 ・提出された書類は、返却しませんのでご了承ください。 申請様式等は、当センターHP（https://www.gic.or.jp/aboutgic/grants/）より、ダウンロードできます。
審査基準	【事業の重要性・必要性】 ・地域の課題やニーズを的確に把握した事業であること ・より多数の県民が参加、参画できる事業であること、またその創意工夫がされていること 【事業の独自性・先進性】 ・新しい取り組みなどの創意工夫がされていること ・タイムリーな内容が盛り込まれているなど、進取的、意欲的な取り組みであること ・単に発表や展示、鑑賞や視察だけの事業ではなく、事業参加者との双方向的交流がなされており、能動的な関わりがあること 【事業の効果、成果の活用、他団体の模範】 ・県内の国際化や多文化共生推進の波及効果が高いこと ・地域の課題がどう解決、改善されるかが明確に認識されていること ・継続的にその効果の波及が期待できること 【事業の適正性・実現性】 ・予算の設定が過大なものでないこと ・実施方法は適切で、実現可能な計画が立てられていること
交付決定通知	選考のうえ助成の可否及び交付額を決定し、9月上旬までに文書にて通知します。 【注 意】 ・9月に通知する交付決定額は、「助成金交付の上限額」となります。 ・最終助成額は事業終了後、助成対象経費の決算額をもとに計算し確定します。 ・実際に支出した費用が予算より減額した場合や、領収書の不備等がある場合は、助成額が減額することもあります。
事業実施後の手続き	・事業完了後1か月以内に、実績報告書及び領収書の写しなど必要書類一式を提出してください。所定の審査を行い、助成額を確定します。 ・詳細は、助成申請が採択された団体へ交付決定通知とともにご案内いたします。

その他	・申請が不採択または申請額に対して交付決定金額が減額になる場合もありますので、余裕のある資金計画のもとで事業を行ってください。 ・助成事業を実施する際は、作成する印刷物（チラシ、看板、配布資料等）に、当センターの助成を受けた旨を明記・公表してください。 ・当センターは、助成した事業の実施状況等について、随時調査を行うことがあります。領収書は大切に保管してください。 ・助成が採択された事業は、事業名、団体名等を当センターHP 等にて公表します。
問い合わせ 書類の送付先	公益財団法人岐阜県国際交流センター 担当：笠井（国際交流・国際協力事業） n-kasai@gic.or.jp 福川（多文化共生推進事業） fukukawa@gic.or.jp 住所 〒500-8875 岐阜市柳ヶ瀬通 1-12 岐阜中日ビル 2 階 TEL: 058-214-7700 FAX: 058-263-8067 E-mail gic@gic.or.jp URL https://www.gic.or.jp ー書類作成にあたり、ご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせくださいー

助成対象経費・対象外経費

以下の表より、助成対象経費、対象外経費をご確認ください。特に、申請団体に所属する者に対する謝金、海外渡航・招へい費用（下記の重点事業は除く）は、助成対象となりませんのでご注意ください。

別表（助成対象経費）

区 分	助成の範囲等	留意事項
報償費	講師、講演者、通訳、翻訳者等への謝金 （外部講師・通訳等に限る） （ - 国際交流・国際協力事業 <u>助成基準は別紙2のとおり</u> - 多文化共生推進事業 上限額 1人当たり 50,000 円／日 ）	- 金額は、事業の性格や社会通念上妥当と思われる範囲の額 - 現金での支給（手渡し、口座振込等）に限る（金券、商品券及びプリペイドカード等の現物支給は一切認めない）。 - 申請団体に所属する者への謝金は対象外 ※外国にルーツを持つ子どもの学習支援事業に限り、申請団体に所属する指導者（常勤職員を除く）への謝金を助成対象とする。 - 源泉徴収義務者である申請団体においては、適正に源泉徴収手続きを行うこと。
交通費	国内海外現地交通費実費 自家用車使用の場合の上限単価 37 円／km	- 特別料金（グリーン料金等）、タクシー代は対象外 - 移動に自家用車や借上車両等を利用し、ガソリン代や高速道路利用料金が発生する場合は、その必要性や経路を明らかにしたうえで、社会通念上合理的な範囲で対象経費とする。
	※海外渡航、招へい費用（航空運賃） （ 国際交流・国際協力事業のうち、岐阜県が友好促進する国及び地域との交流事業で効果が高いものに限る（重点事業）。	特別料金（ファーストクラス、ビジネスクラス料金等）、事前打合せ、下見等に係る旅費は対象外
宿泊費	講師等招へい者の宿泊費 上限額 1人当たり 12,000 円／日	食事代は対象外
賃借料	会場・備品・車両などの借りに係る費用	団体が所有する又は賃借する施設の使用料は対象外
設営費	会場設営費、会場撤去費等	
印刷製本費	チラシ、ポスター、プログラム等の印刷代、複写費、製本費等	

区 分	助成の範囲等	留意事項
通信運搬費	文書等の送料、事業に必要な物品等の搬送料等	・長い契約期間（例：1年）で提供されるサービスの料金は対象外 ※Zoom等の1年単位でしか契約できないサービスは対象外。事業実施月のみの契約ができるサービスは対象とする。
原材料費、消耗品費	用紙代、材料費、文具、書籍等短期間または一度の使用で消耗される物品の購入費等	・耐久備品の購入費、贈与に係る費用（土産、賞品・記念品等）は対象外
保険料	参加者、講師、スタッフ等に係る傷害保険等	
委託料	総事業費の1/2未満のもの	・委託料が総事業費の1/2以上となる場合は助成申請の対象外とする。
手数料	振込手数料等	
その他	事業の遂行上、真に必要と認められ、かつ、対象経費として妥当であると認められる経費	

助成対象とならない経費の主な例（上記の留意事項に掲載している以外のもの）

- （1）申請団体の運営にかかる経常経費（職員等の人件費、光熱費、家賃など）
- （2）観光経費（添乗員経費、交通費、宿泊費等を含む）
- （3）飲食にかかる経費
- （4）交付決定日以前に支出した経費（発注、納品等の各種手続きが交付決定日以前のものも含む）
- （5）領収書の発行が得られないなど支出の事実が証明できない経費
- （6）申請時に計上されていない経費区分での経費（変更申請書の提出が必要）

— ご不明な点は担当までお問い合わせください —

報償費の助成基準（国際交流・国際協力事業）

国際交流・国際協力事業の申請団体は、以下の表より、報償費の助成基準（助成対象額）を確認してください。

注意事項

- ・外部者への謝金を助成対象とし、申請団体に所属する者に対する謝金は対象となりません。
- ・源泉徴収義務者である申請団体においては、適正に源泉徴収手続きを行ってください。

別表（助成単価）

謝金支払者		時間単価	1日の上限額
大学等の研究者	教授	13,000 円/h 以内	50,000 円/日以内
	准教授	8,000 円/h 以内	40,000 円/日以内
	講師・助教・助手	6,000 円/h 以内	30,000 円/日以内
	特別に必要がある場合	基準単価の 5 割増以内の額	
専門家	医師、弁護士、公認会計士	13,000 円/h 以内	50,000 円/日以内
	通常	6,000 円/h 以内	30,000 円/日以内
	特別に必要がある場合	基準単価の 5 割増以内の額	
企業	通常	8,000 円/h 以内	40,000 円/日以内
	特別に必要がある場合	基準単価の 5 割増以内の額	
著名人・タレント	通常	特に定めない	50,000 円/日以内
その他	助成適正額を当センターで判断します。 助成上限額は 50,000 円/日とします。		

注 1 専門家の例としては、専門の知識をもつ講演会や講座の講師、通訳者、翻訳者などです。
詳しくは、担当までご相談ください。

注 2 単価には、源泉徴収額を含めます。